

業務委託契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の状況
<p>公益財団法人 大阪府国際交流財団</p>	<p>ホームページのリニューアル作業委託の契約締結に当たり、契約金額が150万円を超える場合は、契約書を省略できないにもかかわらず、見積書・注文請書のみで発注し、契約書を作成していなかった。</p> <p>契約名 : ホームページリニューアル作業委託            契約金額 : 2,565,360円(税込)            注文請書日 : 平成25年11月1日            契約期間 : 平成25年11月1日から平成26年3月31日まで</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            担当者のみならず関係者・決裁者は、関連ルールを十分に理解した上で、適切な契約事務を行われたい。</p> <p>-----</p> <p><b>【公益財団法人大阪府国際交流財団会計規程】</b>            第8章 契約            (契約)            第40条 契約については、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第5章の規程の例に準じて行うものとする。</p> <p><b>【大阪府財務規則】(抜粋)</b>            第5章 契約            (契約書の作成)            第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。(略)            (契約書の省略)            第65条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。            (1) 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき。(略)</p>	<p>監査の指摘をふまえ、全職員に対し、適切な契約事務に努めるようメールにて周知した。</p> <p>今後は、担当者のみならず、決裁関係者、決裁者も含め、関連規程等に十分留意の上、適切な契約事務に努める。</p>